

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成26年1月14日
北陸電力株式会社

本日(1月14日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹」の変更について、原子力規制委員会から認可を受けましたので、お知らせします。

当社は、電気事業法に基づく検査等を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に一元化する国の法改正等を反映するため、昨年(平成25年)10月4日、溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施、並びに電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等の追記等を行った保安規定の変更認可申請を行いました。

(平成25年10月4日お知らせ済)

本日(1月14日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可を受けました。

以 上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。